

No.	施設の種別	質問	回答
1	全般	提出書類の、〔預金残高証明書及び預金通帳の写し〕について ① 預金残高証明書と預金通帳の写しの双方の提出が必要か。 ② 預金残高証明書はいつ時点のものか。 ③ 預金残高証明書の提出は原本か。	① 預金残高証明書と預金通帳の写しの双方の提出となります。 ② 預金残高証明書につきまして、原則、申請日の3か月前から申請日までに発行されたものでお願いいたします。なお、公募要項の提出書類一覧(確認内容)にその旨の記載がないことから、この期間以外に発行されたものを提出する場合は、経緯を示した理由書(任意様式)を併せてご提出ください。 ③ 預金残高証明書につきまして、原則、原本の提出をお願いいたします。なお、原本の提出が難しい場合は、法人の原本証明付きの写しをご提出ください。
2	全般	提出書類の、〔隣接地権者の同意書の写し〕〔隣地地権者の同意状況書〕の「地権者」の範囲は。	「地権者」は、土地の所有者、地上権者、賃貸借権者等、土地を使用収益する権利を有するものとなります。
3	全般	令和6年度の整備目標数に届かない場合、どうするのか。	今回の公募において「(対象サービスの)募集が1件もない」「複数の募集があったが、どれも選考基準を満たしていないため選考しない」などの場合、「当該年度中に再度公募を行うか」「翌年度に改めて公募を行うか」「その際、求める基準を変更するか」など、今後の方向性に関しては、全て、越谷市介護保険運営協議会において協議等を行い、そのうえで市としての決定を行うため、現時点で具体的にお示しできるものではありません。
4	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの公募における整備数について、1施設(100床)であるが、100床を超えた床数での応募は可能か。	特別養護老人ホームの施設整備数につきましては、第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、本市の上位計画との整合を図る中で、今までのサービス利用状況の経緯・現在の介護老人福祉施設待機者数の状況・今後のサービス利用見込量の推計等を総合的に勘案し、基盤整備を進めるものです。そのため、計画目標値を超えた整備数(100床を超える床数)での応募は受けられません。 ※なお、100床を下回る床数での応募も、不可とします。

5	特別養護老人ホーム	<p>①既存施設の隣地での施設整備をした場合、廊下等でつなぐことは可能か。</p> <p>②既存施設の厨房で2施設分の調理が可能な場合、厨房調理室を整備しないことは可能か。</p>	<p>①②について このたびの介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備では、「新設」1施設(100床)を募集しております。 これは、第9期越谷市高齢者保健計画・介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)において、「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の充実」として「新設」を掲げていること、令和6年度(2024年度)越谷市特別養護老人ホーム事業者公募要項(以下「公募要項」という。)P1で整備数を1施設(100床)、同P4における提出書類一覧で、「老人福祉施設設立計画書提出確認表(創設)」を要件としていることに基づいております。 また、特別養護老人ホームの設置に関しては、予算の範囲内で補助金交付を予定していることから、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱における定義のとおり、「創設」を「新たに施設を整備すること」、「増床」を「既存施設の増築によって定員を増加するための整備すること」としております。 ご質問の施設が、新たに整備する施設を廊下等により物理的にも既存施設と一体とし、双方(既存・新設)を補完しあう施設を検討している場合は、既存施設の「増築(増床)」に該当するものと考えられ、前述の要件(新設・創設)には合致しないものと考えております。 一方、既存施設の隣接した別敷地に(同一法人が)新たな介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を新設・創設することは可能と考えており、それぞれ別の施設として運営していくことを前提に審査します【注】。また、本市といたしましては、第9期計画で設定した「日常生活圏域」内に、各種介護サービス(施設)が可能な限り等しく整備されることを求めており、その実現のため、公募要項P1で公募圏域を、「同一サービスのない又は少ない日常生活圏域に整備する計画を高く評価する」こととしております。 【注】上段のような施設が選定、「創設」としての補助金が交付されて整備ののち、数年後に、廊下等を設置し、増床の扱いとすることが、関係法令上、可能であったとしても、補助金に係る交付の条件などから、補助金返還等の可能性があります。 なお、隣接した別敷地に新たな介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を新設・創設する計画の場合、越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第3項の規定で、調理室等の設置を義務付けておりますが、ただし書きにおいて、「他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備(第1号[ユニットのこと]を除く。)の一部を設けないことができる。」となっております。このため、調理室につきましては、ただし書き規定に合致する場合、整備をしないことも可能となります。</p>
---	-----------	--	---

6	施設等の整備方針 (その他:改修・増床)	過去に、短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事例はあるか。	介護保険制度が平成12年4月に開始して以降、特別養護老人ホームなどの指定は、埼玉県が行ってまいりましたが、平成27年4月以降は、中核市となった本市が指定業務を行っております。 過去、埼玉県が指定等の所管をしていた時期に相談があったもの、及び本市が中核市移行準備を行っていた時期に継続相談があったものを増床した事例はありますが、前々期(第7期)計画、前期(第8期)計画時には、ご質問の「短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事例」はありません。
7	施設等の整備方針 (その他:改修・増床)	「改修・増床」は、「改修」が必須となりますか。	計画書に記載する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)改修増床(2施設)に関しては、「令和6年度(2024年度)越谷市介護保険施設等の整備方針」の「3 その他」に記載のとおり、令和7年度に対象となる施設へ周知する予定のため、現状、詳細な選定に係る方法等が定まっているものではありません。
8	施設等の整備方針 (その他:大規模な修繕)	大規模修繕工事の補助対象経費について、設計事務所への設計・監理料は対象となるか。	「令和6年度(2024年度)越谷市 介護保険施設等の整備方針」の「3その他」に記載をしている、1又は2施設の大規模な修繕については、令和7年度中に対象施設へ周知する予定であるため、現時点で、詳細は未定です。 参考までに、令和5年度に実施した同様の事業につきましては、別添の「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、補助交付を実施しました。本補助金においては、要綱第5条及び別表第1にあるとおり、対象経費は施設整備に必要な工事費又は工事請負費であり、設計・監理料は対象外でした。